

住宅の倒壊から生命を守る

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金

市では、地震発生時における住宅の倒壊から生命を守るため、既存木造住宅の内部に耐震シェルター等を設置する経費に対して、その一部を助成します。

◆耐震シェルター・耐震ベッドとは◆

住宅の地震対策は耐震改修が最も効果的ですが、耐震改修工事ができない場合の代替措置として、住宅が倒壊しても一定の空間を確保する装置として「耐震シェルター」や「耐震ベッド」があります。

既存の住宅内の1階に設置することで、寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置です。



(例)寸法:幅 1.2m 長さ 2.1m 高さ 1.9m 程度



(例)外寸法:間口 2.5m 奥行 2.4m 高さ 2.2m 程度

◆補助の要件◆

- ◇ 補助対象住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された市内に存する木造住宅
(併用住宅、長屋及び共同住宅の1階の住戸を含む)
- ◇ 補助対象者
 - ①補助対象住宅の居住者で、住宅の所有者
 - ②補助対象住宅の居住者で、住宅の所有者から同意を得た者
- ◇ 補助対象装置 地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有し、
公的試験機関等により一定の評価を受けたもので、
1階に設置するもの。
- ◇ 補 助 額 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(上限 30 万円)



◆ 手続きの流れ ◆

● 補助金交付申請

・ 申請書に必要事項を記載し、申請書に書かれている必要書類を添えて建築課に直接お申し込みください。

● 交付決定通知書の送付(市から届きます)

・ 申請受付日から概ね10日以内に送付します。通知書が届いてから施工業者と契約し、設置工事を始めてください。

注意：交付決定通知を受ける前に着手した工事は対象になりません。

● 設置工事の実施

注意：交付決定後、内容等の変更をする場合は、あらかじめ変更申請の手続きが必要です。

● 実績報告書の提出

・ 設置工事が完了しましたら、報告書に必要事項を記載し、必要書類を添えて建築課に提出してください。

● 確定通知書の送付(市から届きます)

・ 実績報告書を審査した後、補助金額確定通知書を送付します。受領しましたら、同封の請求書を提出してください。指定された口座に補助金を振り込みます。

◆ 注意事項 ◆

- ◇ 補助金の申請は、補助対象住宅及び補助対象者に対し1回限りです。
 - ◇ 設置工事前に交付申請し交付決定を受けてください。設置後の申請はできません。
 - ◇ 耐震改修促進事業補助金との重複はできません。
 - ◇ 所有者の意向や住宅の状態等により最適な耐震の方法は異なるため、選定には十分な検討を行ってください。市の補助により装置の保証をするものではありません。
- 工事の条件(搬入経路や設置可能な部屋等)も事業者により異なりますのでご注意ください。

【問合せ先】千曲市役所 建設部 建築課 建築監理係 TEL 273-1111(内線 3223)